

No.	提出されたご意見	ご意見に対する考え方	反映の有無
1	<p><意見> 条文には、その都度解説等が付かない事から、第1条の解説で責務の詳細は第5条から第9条で規定していると書かれている為か、第3条で.... 責務を有しており、と書かれています。このままですと全くの上から目線です。基本的責務（5条から9条）を有しておりなどと解説部分を入れるか3条を責務の条項の後にと、思いました。</p>	<p>ご意見につきまして は、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
2	<p><該当箇所> 第2条 定義 <意見> どこまでが用語で、どこからが定義かの読み分けがしにくい。改善を。</p>	<p>定義につきまして は、公文例式規程に基づいて作成しております。</p>	なし
3	<p><該当箇所> 第2条 定義 <意見> 本条例では広域的な天災を指すのか、平常時の病気・事故までを含めたものなのか、どのレベルを対象としているのか明確ではない。</p>	<p>ご意見につきまして は、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
4	<p><該当箇所> 第3条 基本理念 <意見> 基本理念の順は、公助、共助、自助の順にすべきだ。</p>	<p>ご意見につきまして は、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
5	<p><該当箇所> 第5条以下第9条まで <意見> 「市民の責務」「自主防災組織の責務」「事業者の責務」「市の責務」「議会の責務」という構成から、「市の責務」「議会の責務」「市民の権利と責務」「自主防災組織の権利と責務」「事業者の権利と責務」という構成に改める。 少なくとも市民が災害時に、市の力量の限界は認識しつつも、市によって災害から守られる権利を持つことを明確にすべきである。</p>	<p>ご意見につきまして は、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

No.	提出されたご意見	ご意見に対する考え方	反映の有無
6	<p><該当箇所> 第5条 市民の責務</p> <p><意見> 逐条解説に以下の項目を追記して欲しい。 ・4項 簡易トイレ備蓄 可燃物で処理できるもの 1日7回10日人数分 ・4項(4)日用品 ラップ ・4項(5)衣類 安全靴</p>	<p>ご指摘の点について、ご意見を踏まえ追記いたします。</p>	あり
7	<p><該当箇所> 第8条 市の責務</p> <p><意見> 市の責務の国、県への意見表明、働きかけを加える。</p>	<p>ご意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
8	<p><該当箇所> 第8条 市の責務</p> <p><意見> (2)のあとに「(3)市民が安全に避難できる場所を確保」これを挿入して下さい。これに伴う次の条文の番号は繰り下げてください。</p>	<p>ご意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
9	<p><該当箇所> 第8条 市の責務 ほか</p> <p><意見> 市の防災に関する責務をもっと重くしたほうがよい。</p>	<p>ご意見につきまして、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
10	<p><該当箇所> 第8条 市の責務</p> <p><意見> 広報などで継続掲載するなど防災減災の普及は基本条例で定められないか。</p>	<p>ご指摘の点について、第8条1項(5)で示してあります。</p>	なし
11	<p><意見> 第8条(市の責務)(5)防災知識向上のための啓発、それだけでなく、防災知識、技術向上のための啓発、推進および支援まで入れては、これは、市民等の行う防災訓練時それぞれの団体に合った訓練の提案、発災時に必要と思われる市との連絡方法の提示などが有ればと思います。(団体によっては、毎年防災担当者が入れ替わる事が有るため)第11条12条との兼ね合いが有ると思いますが。第8条の市の責務の中で明記の方がと思いました。</p>	<p>ご指摘の点について、ご意見を踏まえ追記いたします。</p>	あり

No.	提出されたご意見	ご意見に対する考え方	反映の有無
12	<p>〈該当箇所〉 第9条 議会の責務 〈意見〉 議会の中心的な責務は、市の災害対策への助言及び提言ではなく、市の行政執行へのチェック機能の発揮にある。いやしくも災害時に市と同様の対応を議会に求めるのは議会機能の軽視に繋がりがねない。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
13	<p>〈該当箇所〉 第9条 議会の責務 〈意見〉 現住所近隣避難所地域割りし「市担当職員と共に避難所の平等・潤滑な運営、災害対策本部との情報交換に助力していただきたく条鋼の作成・公表を加えてお願いしたい。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし